

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和4年度鶴見川流域防災拠点広報補助業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約担当官：分任支出負担行為担当官関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田 正彦 部 局 名：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 所 在 地：横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1
契約締結日	令和4年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーキング 神奈川県横浜市港北区綱島西2-19-1 レーベンス綱島西Ⅱ-A
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥13,475,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥13,904,000
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、鶴見川流域水マスタープラン（以下「水マス」という。）の推進を図るため、流域の市民等が多数来訪する鶴見川流域センターの施設管理・運営を行うものである。</p> <p>また、来館者の他、水マスや鶴見川流域への理解を深めるため、団体対応及び学習会について、コロナ禍にも対応した情報発信（WEB化）を活用し実施するものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーキングは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>
備 考	適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号